月刊 協会けんぽいばらき
KYOKAI KENPO IBARAKI
09
2022
職場の皆さまで回覧をお願いします。

協会けんぽ 2021（令和3）年度決算（見込み）のお知らせ

2021年度の決算（見込み）のポイント

2021年度決算は、前年度から一転して、減少していた医療費の反動増等によって医療費が新型コロナの感染拡大前の水準を上回り、支出が大きく増加しました。そのため、2021年度決算の**収支差は2,991億円となり、前年度の6,183億円から大幅に減少しました。**

※ 詳しくは、協会けんぽホームページをご覧ください。

2021年度決算（見込み）　医療分

収入	11兆1,280億円	(+3,630億円)
支出	10兆8,289億円	(+6,822億円)
収支差	2,991億円	(▲3,192億円)
準備金	4兆3,094億円	(＋2,991億円)

※（　）内は、対前年度比。

保険給付費 61.9%
協会けんぽが医療機関に支払う費用や、傷病手当金等の支払いに要する費用

保険料収入 88.6%
被保険者・事業主の皆さまに納めていただいている保険料

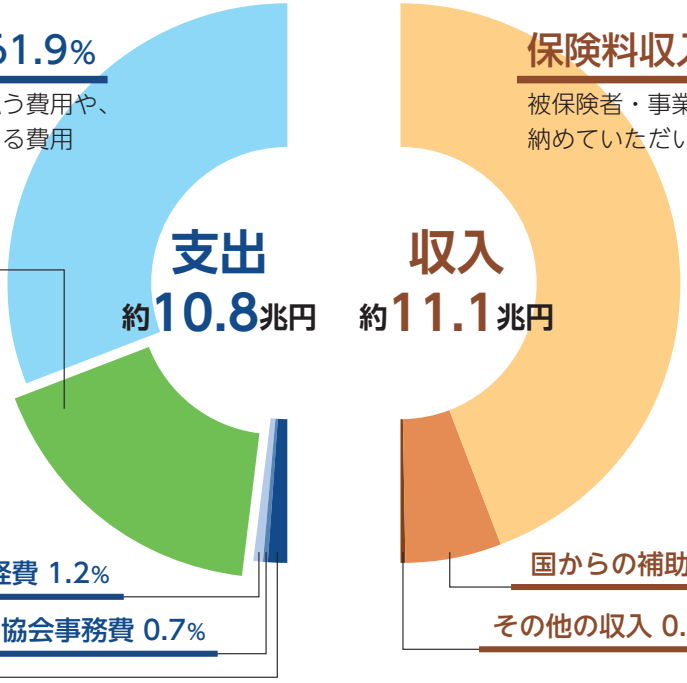

高齢者医療への拠出金等 34.3%

高齢者の皆さまの医療費の一部を現役世代が負担しています。その額は、支出の約1/3を占め、重い負担になっています。

今後、**団塊の世代が75歳以上となることによって、特に2023年度以降、高齢者医療への拠出金の増加が見込まれています。**

健診・保健指導経費 1.2%
協会事務費 0.7%
その他の支出 1.9%
国からの補助金 11.2%
その他の収入 0.2%

Q. 2021年度の決算は黒字額が大幅に減少しましたが、協会けんぽの財政は今後どのような見通しなのでしょうか?

A. 協会けんぽの財政は、以下の理由から**楽観を許さない状況です。**

- 被保険者数の伸びが鈍化傾向にあることや、不透明さを増す経済状況等によって、**コロナ禍前のような保険料収入の増加が今後も続くとは期待できません。**
- 支出面では、**医療給付費がコロナ禍前の水準を上回って推移**していることや、今後、団塊の世代が75歳になり始め、後期高齢者が増加することによって、**高齢者医療への拠出金の増加**が見込まれています。

こうした状況を踏まえ、協会は、将来を見据えて、加入者の健康増進の取り組みを中心とした医療費の適正化をさらに推進するとともに、安定した財政運営に努めてまいります。

＼こんなことをやっています／　2021（令和3）年度　茨城支部の事業報告

医療費適正化

- お薬手帳カバー作成によるジェネリック医薬品の使用促進
- 医療費節約術のリーフレット配布
- 乳幼児世帯への医療のかかり方リーフレットの送付
- 誤使用を防ぐための保険証回収強化　など

健康づくり

- Web広告や文書による健診の受診勧奨
- 健診後の要治療者への受診勧奨
- 特定保健指導の実施
- 健康経営の取り組みサポート
- 健康づくりに関するセミナーの開催　など

皆さまの保険料負担の軽減につながります

「被扶養者状況リスト」の提出のお願い

10月上旬から下旬にかけて「被扶養者状況リスト」を事業所へお送りいたします。
被扶養者資格をご確認いただき、同封の返信用封筒にてご提出ください。
※被扶養者の状況に変更がない場合でもリストの提出は必要です。

提出期限
令和4年
11月30日(水)

確認の対象となる方

令和4年4月1日において18歳以上の被扶養者
※すべての被扶養者が上記に該当しない場合は再確認の必要がないため、お送りいたしません。

扶養から外れる被扶養者の方がいる場合

被扶養者状況リスト、被扶養者調書兼異動届、該当する方の保険証

添付書類

- 被保険者と別居している被扶養者　→　仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類
- 海外に在住している被扶養者　→　海外特例要件に該当していることが確認できる書類

令和3年度の実績

- 扶養解除者数　約7.3万人
- 高齢者医療制度への負担軽減額（効果額）　約9億円

健康保険の事務ご担当者さまへ

健康保険委員のご登録はお済みですか?

事業所内で健康保険の知識があり、適切なアドバイスができる方がいれば心強いと思いませんか？
協会けんぽでは、健康保険の事務ご担当者さま（健康保険委員）に向けて、健康保険に関する情報をお届けしております。1事業所に1名以上のご登録をお願いします。
※強制的な業務等は一切ありません。日々の業務に支障のない範囲でご協力いただいております。

ご登録いただくと特典がたくさん!

特典① 健康保険に関する説明をまとめた冊子をプレゼント
特典② 研修会に無料でご招待　※自由参加
特典③ 定期的に最新の情報をお便りでお届け
特典④ 厚生労働大臣などの表彰を受けられます

ご登録方法

協会けんぽ茨城支部のHPから「健康保険委員登録書」をダウンロードいただき、FAXでご提出ください。

健康保険の豆知識

高額な医療費を支払ったときは「高額療養費」

高額療養費とは、同一月（1日から月末まで）にかかった医療費が高額になった場合、一定の金額（自己負担限度額）を超えた分が、あとで払い戻される制度です。「自己負担限度額」は、年齢および所得状況等により設定されています。

※払い戻しは、医療機関等から提出される診療報酬明細書（レセプト）の審査を経て行うため、診療月から4か月以上かかります。

医療費が高額になることが事前に分かっている場合は、「限度額適用認定証」をご申請ください。窓口で支払う金額が自己負担限度額までとなります。
※申請が不要な場合もございます。

【皆さまへお願い】協会けんぽへの各種申請手続きは郵送でお願いいたします！

全国健康保険協会 茨城支部
協会けんぽ
https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/

〒310-8502
水戸市南町3-4-57
水戸セントラルビル
☎029-303-1500(代表)

申請書のダウンロードができます
申請書の記入方法のポイントも公開中です
協会けんぽ　茨城　検索